

国又は地方公共団体等の機関

名称又は請求者の氏名	閲覧の年月日	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊栃木地方協力本部長	令和4年4月27日 令和4年4月28日	自衛隊栃木地方協力本部が実施する「自衛官及び自衛官候補生」、「防衛大学校の学生」、「防衛医科大学校の学生」に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため	全域 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの日本人
栃木県県南健康福祉センター所長	令和4年6月16日	令和4年度県民健康・栄養調査の実施に係る対象世帯の世帯員抽出のため	本吉田963～1549番地に居住する男女
栃木県県南健康福祉センター所長	令和4年7月13日	令和4年度県民健康・栄養調査の実施に係る対象世帯の世帯員抽出のため	本吉田731～785番地、下坪山124番地に居住する男女
自衛隊栃木地方協力本部長	令和5年1月11日 令和5年1月12日	自衛隊栃木地方協力本部が実施する「自衛官及び自衛官候補生」、「防衛大学校の学生」、「防衛医科大学校の学生」に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため	全域 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの日本人 及び 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの日本人

個人または法人

名称又は請求者の氏名	閲覧の年月日	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本恭久	令和4年5月25日	総務省統計局が実施する「家庭消費状況調査」に伴う対象者抽出のため	下古山、小金井に居住する平成18年4月1日以前に出生の男女計100名
株式会社タイム・エージェント 代表取締役 渡部唯史	令和4年5月26日	栃木県が実施する「令和4年度栃木県政世論調査」に伴う調査対象者抽出のため	緑六丁目、下古山、小金井、医大前一丁目に居住する満18歳以上の男女計64名
一般社団法人 中央調査社 会長 堺克彦	令和4年6月7日	慶応義塾大学が実施する「新たな時代における子どもの学びと育ちについての全国調査」実施のための調査対象者抽出のため	上古山に居住する平成20年4月2日～平成30年4月1日に生まれた日本人男女30名

一般社団法人 中央調査社 会長 堺克彦	令和4年7月13日	朝日新聞社が実施する「2022年新聞及びWeb利用に関する総合調査（調査表タイトル「くらしと情報についてのおたずね」）実施のための対象者抽出のため	小金井一丁目に居住する平成19年8月末までに生まれた日本人男女24名
一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田潤治	令和4年7月20日	総務省が実施する通信利用動向調査（統計法に基づく一般統計調査）の標本調査を行うため	祇園三丁目、石橋、文教一丁目、柴に居住する平成14年4月1日以前に生まれた男女172名
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本恭久	令和4年8月23日	大阪大学が実施する福島第一原発事故に伴って発生した除去土壌等の最終処分に関するアンケート調査を行うため	国分寺341番地～に居住する昭和17年9月1日～平成14年8月31日に生まれた男女20名
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	令和4年10月14日	内閣府が実施する「青少年のインターネット利用環境実態調査」の対象者抽出のため	文教一～二丁目、下古山に居住する平成16年11月2日～令和4年11月1日に生まれた男女20名
一般社団法人 中央調査会 会長 堺克彦	令和4年11月10日	文化庁国語課が実施する「令和4年度国語に関する世論調査」実施のための対象者抽出のため	緑四丁目に居住する平成18年12月末日までに生まれた日本人男女17名
一般社団法人 中央調査会 会長 堺克彦	令和4年11月10日	㈱野村総合研究所が実施する「テレビ視聴に関する調査」の実施のための対象者抽出のため	小金井六丁目に居住する平成18年12月末日までに生まれた日本人男女14名
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	令和4年12月7日	日本銀行が実施する「生活意識に関するアンケート調査」（第93回）の対象者抽出のため	小金井二～四丁目に居住する平成15年1月31日までに生まれた男女15名

○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第11条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第50条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

3 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第11条の2 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第50条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第12条の3第4項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定

める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施

二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

12 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

○住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）

第3条 法第11条第3項及び法第11条の2第12項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 閲覧の年月日

二 閲覧に係る住民の範囲